

総社市告示第118号

総社市「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に関する認定実施要綱（平成28年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 省令第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合にあつては、法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第2項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）の写し（いずれも当該申請に係る建築物に係るものに限る。）</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(構造計算適合性判定の準用)</p> <p>第3条 法第34条第1項の規定による認定の申請をするもの（以下「計画認定申請者」という。）が、法第35条第2項の規定による申出（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）をする場合は、建築基準法第6条の3及び第18条第5項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同法第6条の3第8項中「当該建築主事等」及び同法第18条第12項中「建築主事等」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の場合において、計画が建築基準法第6条の3第1項又は</p>	<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 省令第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合にあつては、法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）の写し（いずれも当該申請に係る建築物に係るものに限る。）</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(構造計算適合性判定の準用)</p> <p>第3条 法第34条第1項の規定による認定の申請をするもの（以下「計画認定申請者」という。）が、法第35条第2項の規定による申出（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）をする場合は、建築基準法第6条の3及び第18条第4項から第11項までの規定を準用する。この場合において、同法第6条の3第8項及び第18条第11項中「当該建築主事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の場合において、計画が建築基準法第6条の3第1項又は</p>

改正後	改正前
<p>第18条第5項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者から同法第6条の3第7項又は第18条第11項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、性能向上計画認定をすることができる。</p>	<p>第18条第4項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者から同法第6条の3第7項又は第18条第10項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、性能向上計画認定をすることができる。</p>

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。